

原議保存期間	5年(令和12年3月31日まで)
有効期間	一種(令和12年3月31日まで)

各都道府県警察の長 殿
(参考送付先)
庁内各局 部 課 長
各 附 属 機 関 の 長
各 地 方 機 関 の 長

警 察 庁 丙 技 企 発 第 6 0 号
令 和 6 年 7 月 3 0 日
警 察 庁 長 官 官 房 長

警察活動における科学技術の活用について（通達）

警察活動における科学技術の活用については、これまでも「警戒の空白を生じさせないための組織運営の指針」（「警戒の空白を生じさせないための組織運営について（依命通達）」（令和5年7月3日付け警察庁乙官発第4号ほか）別添）等に基づき取組を進めているところであるが、警察庁及び各都道府県警察間の一層の連携強化を図り、計画的かつ効果的に取組を推進するための留意事項を以下のとおり示すこととしたので、都道府県警察においては、これに基づき組織一体となって実効ある諸施策を推進されたい。

記

1 警察庁及び都道府県警察の連携

限られたリソースを最大限に活用し、効果的に技術の活用を図っていくためには、警察庁及び各都道府県警察が、平素から相互に情報を共有し、無用の重複を避けつつ、重点的に推進する取組を選定するなど、連携して技術の活用に係る取組を進めていくことが重要である。

その一環として、警察庁においては、警察業務への導入・活用を図るべき技術について、その成熟度や普及度に応じ、おおむね以下の①から③までに分類することとした。

- ① 進展の著しい先端技術で、民間においても広く活用されておらず、警察活動において有用と認められる活用方法や期待される活用効果が十分に明らかでないため、技術の検証や活用効果の明確化等を行う必要がある技術（例：生成AI）
- ② 製品化され、既に民間では活用が進んでいるものの、警察における活用に当たり留意すべき事項や具体的な活用要領についての実証等を行う必要がある技術（例：ウェアラブルカメラ）
- ③ 一定以上警察における活用が進んでいるものの、その活用状況にばらつきがあり、又は、部門横断的な活用が一層期待されるなど、その活用効果の最大化が求められる技術（例：ドローン）

上記①及び②に当たるものについては、警察庁自ら技術の検証や導入に当たり留意すべき事項の整理等を行うこととする一方、③に当たるものについては、都道府県警察における導入・活用状況を把握するなどしつつ、全国的な展開に向けた指導及び好事例の発信等に重点を置いて取組を進めることとしたところである。

各都道府県警察における技術の導入・活用に当たっては、全国警察が一体となった効率的な取組となるよう、こうした分類を念頭に置き、例えば、①及び②に当たるものについては、警察庁や先行して取組を進めている都道府県警察の実証結果等を十分に踏まえて導入計画を立てること、③に当たるものについては、警察庁が整備を進めている機材との互換性や全国的な整備計画との整合性等に十分に配慮をして導入を進めること等に留意されたい。

また、こうした観点での全国的な情報共有を促進するため、都道府県警察においては、警察活動における技術の導入・活用の取組について、警察庁への積極的な報告を励行すること。

2 計画的・戦略的な取組の推進

(1) 警察活動における技術の導入・活用は、上記1の全国的な連携にも配慮しつつ、見込まれる効果と費用の検討、活用に当たって生じる法的な論点の整理、効果的な活用に必要な訓練の実施や人材の確保等、多岐にわたる事項を十分に検討し進める必要があることから、「警察庁技術政策推進要領」（「警察における技術政策の推進に関する基本方針について（通達）」（令和5年11月29日付け警察庁丙技企発第83号ほか）別添）に基づく警察庁における取組を参考としつつ、総・警務部門が中心となって、取り組むべき事項を整理した計画を作成するなどして、計画的・戦略的に取組を推進すること。

(2) 技術の導入に当たっては、業務や制度、組織の在り方等にも踏み込んだ検討を行い、柔軟かつ大胆に業務等を見直し、警察活動の合理化・高度化の成果を上げられるよう努めること。

なお、情報システムを活用した取組により、業務の合理化・高度化を図る際には、「情報システムの活用による警察活動の更なる合理化・高度化の推進について（通達）」（令和5年9月1日付け警察庁丙技企発第58号ほか）に基づいたものとするに留意すること。

(3) 技術の活用による警察業務の合理化・高度化を実効的かつ継続的に図っていくため、技術を効果的に活用できる人材を育成する取組の一環として、技術の活用に係る検討に参画し、これを実現する経験を得る機会をより多くの職員に付与することに配慮すること。

また、柔軟かつ多様なアイデアを反映することができるよう最新の技術トレンドに精通する若手職員等の意見を積極的に取り入れること等に配慮すること。